

大分市国土強靱化地域計画(素案)の概要

○大分市国土強靱化地域計画について ※強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

国土強靱化基本法*が、平成25年12月に公布・施行され、翌年6月に、国は「国土強靱化基本計画」を策定しました。本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために「大分市国土強靱化地域計画」を策定しました。

【計画の位置づけ】

本計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対して、地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものであり、国の基本計画と同様に、他の計画の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするものとし、概ね5年ごとに見直しを行います。

【強靱化の基本的考え方】

地域強靱化を取り組んでいくにあたり、以下の4つを基本目標とし、基本的な方針に基づき推進します。

<4つの基本目標>

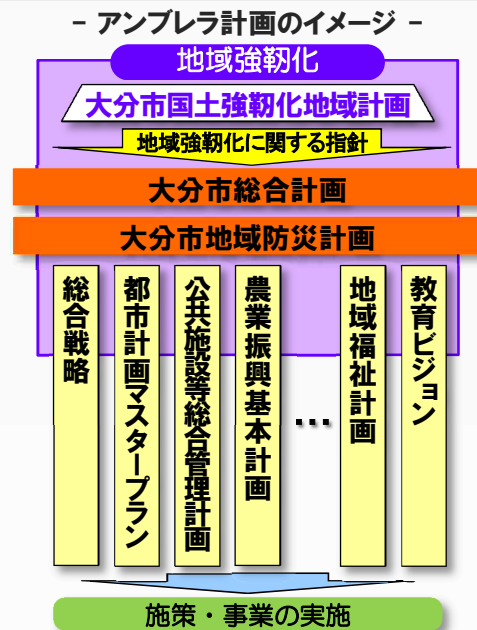
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

<基本的な方針>

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進
- ・官(国・県・市)と民(住民・民間事業者等)が適切に役割分担し連携協力
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫
- ・効率的に施策を推進するため重点化を図る
- ・既存施設の老朽化対策と有効活用等を推進
- ・地域コミュニティ機能の維持・向上 等

【対象とする自然災害】

市内全域に甚大な被害をもたらす地震・津波や集中豪雨・台風など大規模自然災害を対象とします。



○起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価、いわば本市の健康診断を行い、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを、改めて検討し、地域強靱化に関する施策を効率的・効果的に推進していきます。

そのために必要な前提である「事前に備えるべき目標」を8項目、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きたれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を32項目設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要の対応を含む)	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
		5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食糧等の安定供給の停滞
		6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		7-1	市街地での大規模火災の発生
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	農地・森林等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
		8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

赤字は、重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」
 ⇒ 市の役割の大きさ、影響の大きさ、目標達成に係る貢献度の観点から19のプログラムを選定

○計画策定の進め方

国が国土強靱化基本計画の策定に用いた手法を参考に、以下のSTEP1~5のプロセスを経て、「大分市国土強靱化地域計画」を策定しました。

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

⇒ 国の基本計画と調和を図り、4つの基本目標、8つの事前に備えるべき目標を設定

STEP2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)、強靱化施策分野の設定

⇒ 起きてはならない最悪の事態と、施策分野(個別施策分野・横断的分野)を設定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

⇒ 起きてはならない最悪の事態を回避するために、現状の施策・事業の分析・評価の実施

STEP4 リスクへの対応方策の検討

⇒ 脆弱性の評価結果に基づき、地域強靱化に係る推進方針を整理

STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

⇒ 市の役割の大きさ、影響の大きさなど考慮し、重点化すべきプログラム(最悪の事態を回避するための施策の集まり)を選定

○脆弱性評価結果について

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」ごとに、プログラム（最悪の事態を回避するための施策群）の脆弱性の評価・分析を行いました。その脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

（1）ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

ハード対策

（例）・雨水排水施設等の整備
・ため池の改修 等

適切な
組合せ

ソフト対策

（例）・防災教育や訓練の実施
・ハザードマップの作成 等

（2）代替性・冗長性等の確保が必要

（例）・広域幹線道路の整備 ・非常用電源の確保 等

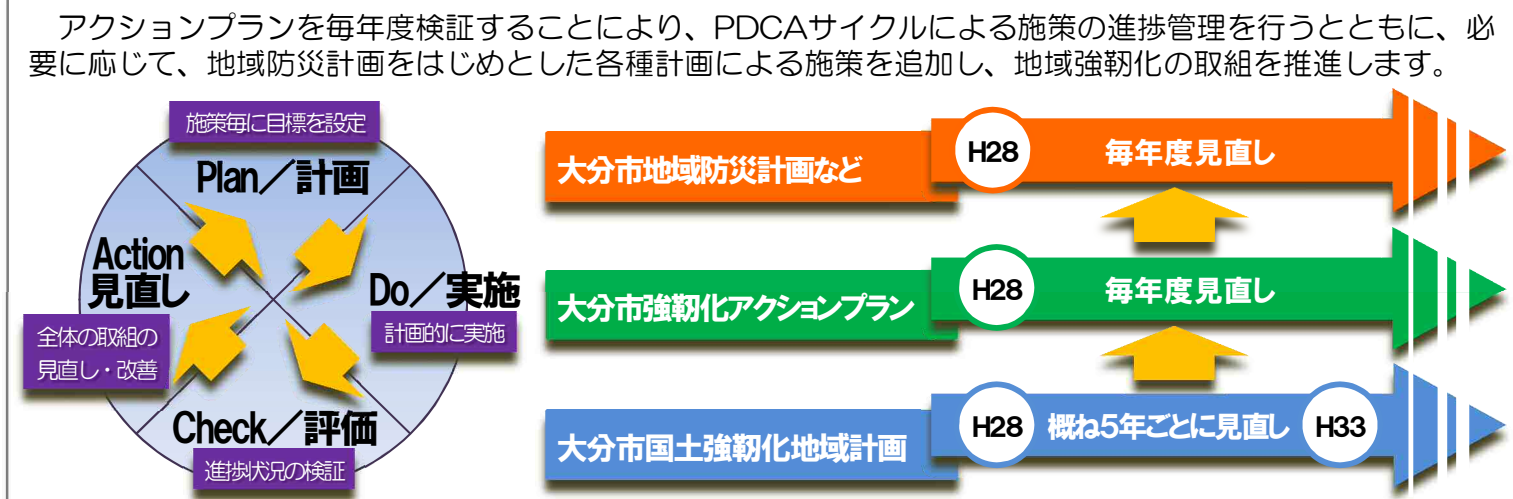
（3）庁内横断的な取組みと国・県、民間事業者、市民等との連携が必要

○地域強靱化の推進方針の概要

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策として、施策分野及びリスクシナリオごとに地域強靱化の推進方針をとりまとめました。

○計画の推進について

本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するため、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した「大分市強靱化アクションプラン」を策定します。



地域強靱化の推進方針：施策分野ごと（例）

【個別施策分野】

A. 行政機能

- 業務継続計画の見直し、受援計画の策定
- 本庁舎の耐震性能向上、受変電設備の浸水対策の推進
- 公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策の推進
- 防災関係機関との合同訓練の実施及び連携強化
- 消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援 等



B. 住宅・都市・環境

- 住宅・建築物等の耐震化の促進
- 都市の骨格となる街路や公園・緑地等の整備、密集市街地の改善
- 洪水、土砂災害、津波などのハザードマップによる危険性の周知や早期避難の意識の啓発
- 上下水道施設の老朽化対策と耐震化の推進
- 災害廃棄物に関する収集運搬計画策定や関係機関等との連携強化 等

C. 保健医療・福祉・教育

- 救急業務の高度化の推進
- 福祉避難所を開設するための体制づくりと福祉施設等との協定締結の推進
- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築
- 実践的な避難訓練などによる防災教育の推進 等



D. 産業・エネルギー・情報通信

- 国・県・民間と連携しコンビナート地区に係る護岸や堤防等の地震・津波対策の推進
- 再生可能エネルギーの普及・促進
- 災害時における市民への確実かつ迅速な情報提供手段の多様化の推進 等

E. 交通・物流

- 災害時の輸送の代替性確保にも寄与する豊予海峡ルート整備の機運醸成や東九州新幹線整備実現に向けた取組み
- 迅速な道路啓開に向けた国や県等の道路管理者との連携や体制づくり
- 中心市街地と各地区・地域間を結ぶ道路網の保全や整備
- 食料や飲料水等の提供に係る応援協定の実効性の向上 等



【個別施策分野】

F. 農林水産

- 治水・治山施設の整備等のハード対策とソフト対策を適切に組合せて推進
- 農業の有する多面的機能の維持・発揮を促進
- 間伐や鳥獣害対策等による森林の国土保全機能維持 等



G. 地域防災

- 各家庭等における食料や飲料水等の備蓄促進
- 自主防災組織活動の活性化の支援
- 防災士の養成・育成
- 地域コミュニティの拠点施設となる公民館の建設や修繕、耐震補強等の支援
- 郊外型住宅団地の活性化の支援 等

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション

- 市民の防災知識の向上や防災訓練等を通じて、地域リスクを理解・共有し、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援
- 児童・生徒が自他の生命を尊重し、災害に適切に対応する能力の基礎を培う 等



②地域活性化・地域の生活機能の維持

- 自治会や自主防災組織等への活動支援等をさらに充実させ、地域コミュニティを再生し地域活性化を図る
- 若者の定住やU・I・Jターンの促進、地域資源を活用した産業振興による就労場所の確保
- 大分都市広域圏連携による新たな広域連携の推進 等

③老朽化対策

- 大分市公共施設等総合管理計画に基づいた適切な維持管理・更新等の推進 等

